

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式



【表紙】

【提出書類】

要報告書 No.1
大量保有報告書

【根拠条文】

法第27条の25第1項

【提出先】

関東財務局長

【氏名又は名称】

ホワイト&ケース法律事務所

弁護士 大橋 宏一郎

東京都千代田区神田錦町19番地1
神田橋パークビルディング

【住所又は本店所在地】

平成18年2月15日

【報告義務発生日】

平成18年2月22日

【提出日】

1

【提出者及び共同保有者の総数（名）】

1

【提出形態】

その他

第1 【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	ユニダックス株式会社
会社コード	9897
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	東京都武蔵野市境南町五丁目1番21号

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者）／1】

(1) 【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	サスケハナ・アイルランド・リミテッド (Susquehanna Ireland Limited)
住所又は本店所在地	アイルランド共和国、ダブリン1、IFSC、ジョージス・ドック・ハウス4階 (4 th Floor, Georges Dock House, IFSC, Dublin 1, Ireland)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】該当なし

③【法人の場合】

設立年月日	1999年4月20日
代表者氏名	ベン・コント
代表者役職	マネージング・ディレクター兼CEO
事業内容	証券取引

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区神田錦町一丁目19番地1神田橋パークビルディング ホワイト&ケース法律事務所 川内晶子
電話番号	03 (3259) 0200

(2)【保有目的】

政策投資

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券（株）	1,066,500		
新株引受権証書（株）	A	—	G
新株予約権証券（株）	B	—	H
新株予約権付社債券（株）	C	—	I
対象有価証券カーボードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計（株）	M 1,066,500	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q 1,066,500		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） (平成18年2月15日現在)	S17, 932, 595
上記提出者の 株券等保有割合（%） (Q/(R+S) × 100)	5.95%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	6.98%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成17年12月29日	株券	7, 500	処分	
平成17年12月30日	株券	17, 500	処分	
平成18年2月14日	株券	3, 500	取得	
平成18年2月15日	株券	10, 000	処分	

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】該当なし

--

(6)【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額（T）（千円）	0
借入金額計（U）（千円）	548, 802
その他金額計（V）（千円）	0
上記（V）の内訳	-
取得資金合計（千円）（T+U+V）	548, 802

②【借入金の内訳】

番号	名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
1	ゴールドマンサックスインターナショナル（ロンドン店）	その他の金融機関	ヘンリー・M・ポールソン	英国ロンドン、フリート・ストリート 133、ピーターバラ・コート	2	548,802
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】

該当なし

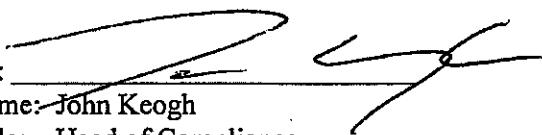
POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Susquehanna Ireland Limited ("SIL"), a corporation organized and existing under the laws of Ireland and having its registered and principal executive office at 4th Floor, Georges Dock House, IFSC, Dublin 1, Ireland, does hereby constitutes and appoints Koichiro Ohashi, Attorney-at-Law, of White & Case Law Offices with its place of business at 19-1, Kanda-Nishikicho 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, its true and lawful agent and attorney-in-fact, with full power and authority to perform each and all of the following acts in the name, and on behalf of SIL:

- (a) to prepare, submit and revoke large shareholding reports, amendment reports to the large shareholding reports and amendment reports and correction reports thereto and other documents required by the Securities Exchange Law of Japan (Law No. 25 of 1948);
- (b) to prepare, submit and revoke reports, notices, communications and other documents required by any other laws of Japan; and
- (c) to appoint one or more persons as substitute(s) attorney(s)-in-fact for any and all of the aforesaid purposes and to revoke such appointment.

IN WITNESS WHEREOF, the said SIL has caused this power of attorney to be executed by its duly authorized representative on this 16 day of February 2006.

SUSQUEHANNA IRELAND LIMITED

By: 
Name: John Keogh
Title: Head of Compliance

(訳文)

委任状

アイルランド共和国の法律に基づき設立され存続する法人であり、登記上の本店をアイルランド共和国、ダブリン1、IFSC、ジョージス・ドック・ハウス4階に置くサスケハナ・アイルランド・リミテッド(Susquehanna Ireland Limited)（以下当会社という。）は、東京都千代田区神田錦町一丁目19番地1に事務所を置くホワイト&ケース法律事務所の弁護士大橋宏一郎氏を、その適法な代理人として指名して定め、当会社を代理して下記の権限を付与する。

- (a) 日本国の証券取引法（昭和23年法25）の規定に従って、大量保有報告書及び同変更報告書並びに同訂正報告書及びそれに付随関連する一切の書類並びにその他の書類を作成、提出及び撤回すること。
- (b) その他の日本法により提出が要求される全ての報告、届出、連絡及びその他の文書を作成、提出及び撤回すること。
- (c) 上記の目的の全て又は一部のために、一人またはそれ以上の復代理人を選任し、又は、これを解任すること。

上記の証として、当会社は、西暦2006年2月16日にここに署名した。

サスケハナ・アイルランド・リミテッド

(署名)

氏名：ジョン・キーオー

役職：法務部長

上記正訳致しました
弁護士 大橋宏一郎

